

○ 財務省告示第六号
平成二十四年十二月十五日
条件等を次年一月十四日より
行つて、第十五条の規定に基づき、
政府資金調達事務取扱規則へ
該規則は、平成十一年大蔵省
短期証券の大蔵大臣麻生太郎
が、第三百三十一回に告示する。

二 一 発行条件等を次年一月十四日より
行つて、第十五条の規定に基づき、
政府資金調達事務取扱規則へ
該規則は、平成十一年大蔵省
短期証券の大蔵大臣麻生太郎
が、第三百三十一回に告示する。

の法律発行の名称及び根拠を記す
法律会社債の発行の法律は、昭和二十
年四月一日より施行する。

四 三 二 一 発行条件等を次年一月十四日より
行つて、第十五条の規定に基づき、
政府資金調達事務取扱規則へ
該規則は、平成十一年大蔵省
短期証券の大蔵大臣麻生太郎
が、第三百三十一回に告示する。

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、「と行の者財同一発行格付に付けるも日本銀行の
にご務時といふに臣行。競争して行とどし。
よと大にいふに応がわ。下入行とどし。
るに臣行。行募各れ及札わする。その規
行募各れ及札わする。その規
へ限國るび価一れ。の以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
額 最	口 イ 払	口 イ 発	口 イ 方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價 込	行 争 非 者 特 国 入 價 行	行 争 非 者 特 国 入 價 行	入 價 法 入 決 定 の
額 入 價 ・ 別 債 札 格 金	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債 札 格 行	札 格 発 競
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市 發 競	發 競
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	行 争
千 千 二 三 二	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 六 千 十 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 十 三 一 七	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
円 百 万 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
三 六 六	で で	募 の 場	入 場
億 千 百	二 二	額 範 特	札 特
七 百 九	兆 七	を 圏 別	發 別
千 五 十	三 千	割 内 參	行 參
九 十 一	百 七	り 加	一 加
百 円 億	四 六	當 お 者	と 者
十 三 千	億 百 九	て い ご	・ う
二 千	千 万 円	る て ど	。 第
万 八 百	五	。 各 の	I
五		申 応	非

